

第1章 米国

—米中貿易摩擦における大豆をめぐる状況と農村振興政策の概要—

勝又 健太郎

2018年から始まったいわゆる「米中貿易摩擦」は、相手国からの輸入品に対する追加関税の賦課を応酬し合いながら、2019年にかけて激しくなっていたが、その間、断続的に米国と中国による当該摩擦の解消に向けた協議が行われ、2020年1月に両国間で「第一段階の経済と貿易に関する合意」が署名され、2月から発効されている。

また、プロジェクト研究「主要国の農業政策・貿易政策の変化及びそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」における「農村振興政策の各国横断的研究」の一環として、2019年度は米国の農村振興政策について文献調査を実施したところである。

そこで、本稿においては、まず、米中貿易摩擦による経済的損害が非常に大きかった米国の大豆部門に焦点を当てて、当該摩擦の経緯、輸出状況や農家に対する支援政策について調査・分析する。次いで、米国農務省（USDA）の農村振興政策について、背景や概要を整理することとする。

1. 米中貿易摩擦における大豆の状況

(1) 米中貿易摩擦の経緯と概要

米国は、2018年7月6日、不公正な通商慣行に関する懸念から、中国からの様々な輸入品に25%の追加関税を賦課した。これに対し、中国も同日に、米国からの大豆を含む様々な輸入品に報復的な25%の追加関税を賦課した。これにより、いわゆる「米中貿易摩擦」が本格的に開始され、2018年8月と9月に両国は、相互に追加関税を賦課する輸入品目を拡大した⁽¹⁾。

このような状況下、2018年12月1日に米中首脳会談が行われ、会談後の米国大統領府の発表によると、農産物貿易に関しては「中国が相当量の農産物を米国から輸入する。また、当該農産物の購入を直ちに開始すること」が合意される等摩擦の解消への動きが見られた⁽²⁾。

しかしながら、2019年9月に米国が再び追加関税を賦課する輸入品目を拡大すると、中国も追加関税を賦課する輸入品目を拡大するとともに、2018年に賦課した追加関税の対象品目の一部について関税をさらに引き上げる措置を実施した（大豆の関税率は30%に引き上げられた）⁽³⁾。

その後も両国により貿易摩擦の解消に向けた協議が断続的に行われ、2019年12月に第一段階の合意に達し、「米中両政府間の経済と貿易に関する合意（Economic and Trade

Agreement Between the Government of the United States of America and The Government of the People's Republic Of China)」として、2020年1月15日に署名された（2月14日に発効）⁽⁴⁾。

第一段階の合意においては、農産物の貿易について、2017年の中国による米国からの輸入額（約240億ドル）を基準として、中国が、2020年に当該基準より少なくとも125億ドル多く輸入すること、また、2021年には少なくとも195億ドル多く輸入することとされている（当該農産物は、油量種子（大豆）、食肉、穀物、綿花、その他農産品、魚介物とされている）⁽⁵⁾。

その後、中国は2019年9月に追加で賦課した関税を2020年2月14日に引き下げた（大豆の関税率は27.5%に引き下げられた）⁽⁶⁾。さらに、中国は、追加関税を賦課していた輸入品の一部（大豆を含む）について追加関税の免除申請を3月2日から一年間受け付けることとなっている⁽⁷⁾（2020年2月時点の情報）。

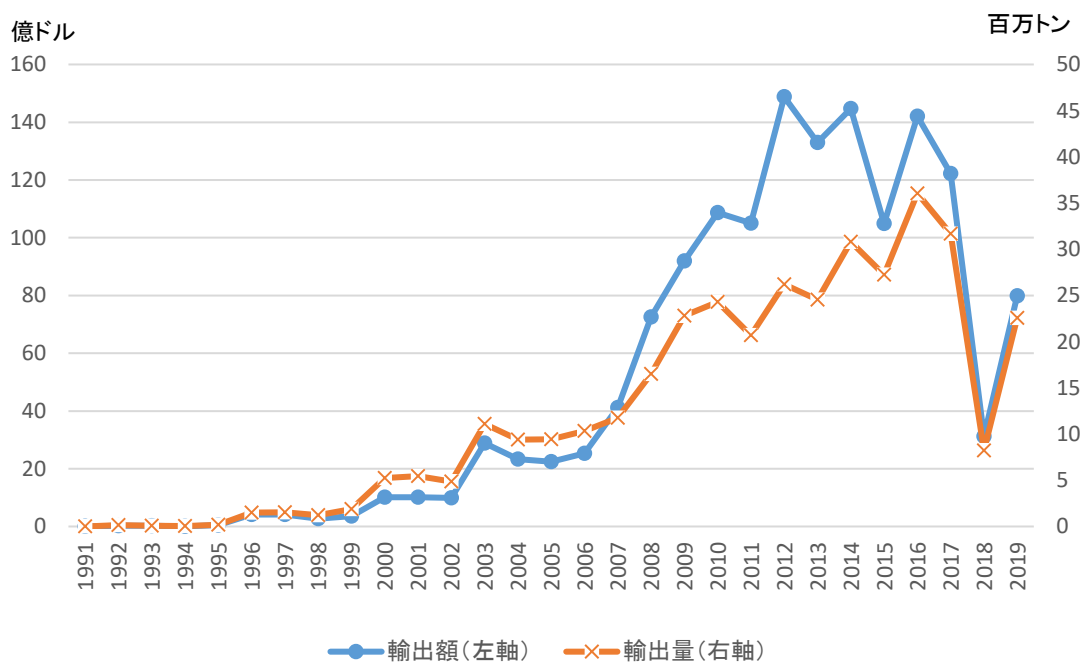
（2）米中貿易摩擦における大豆をめぐる状況（輸出、価格と収支）

1）輸出

米国産の大豆の中国に対する輸出（輸出額と輸出量）は、1990年代後半から増加し始め、2003年以降は最大の輸出先国となっており、また、総輸出に占める対中国のシェアは、2010年代に入ると2017年まで約60%の水準を維持していた（第1図、第2図）。

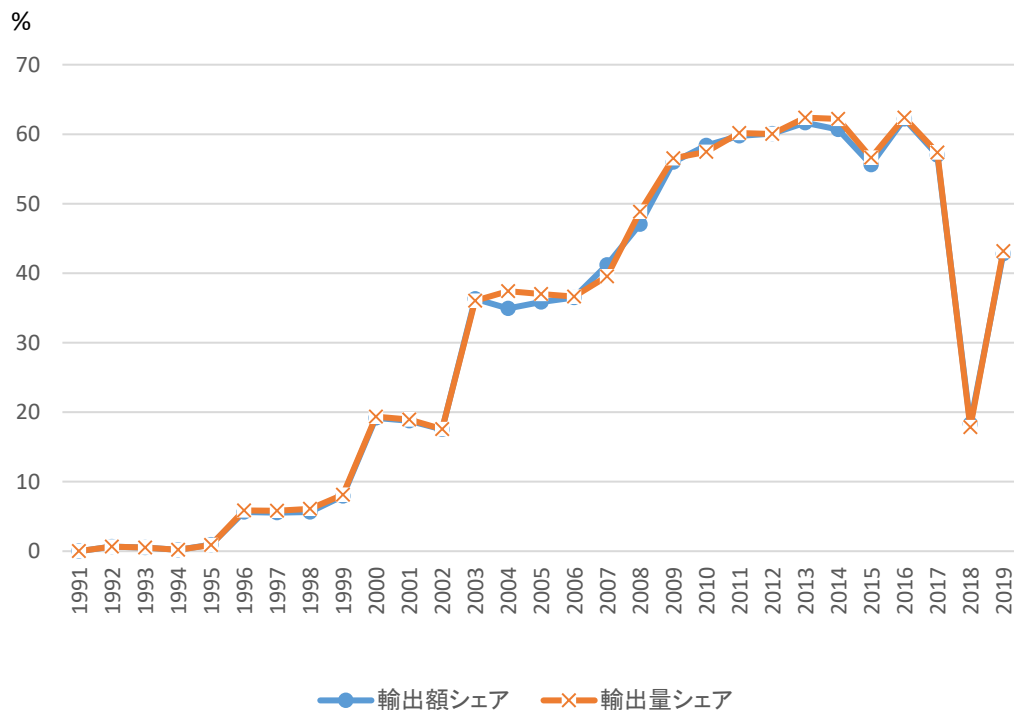
しかしながら、中国に対する大豆の輸出は、2018年においては、前年の約四分の一にまで減少し（第1図）、輸出シェアも約18%まで減少した（第2図）。

月別の中国に対する輸出についてみると、過去5年間（2013～2017年の平均）は、大豆の収穫期に当たる9月から11月にかけて急増しているが、2018年においては、生産量は2017年と同水準であったにもかかわらず、輸出はほとんど増加していない（第3図、第4図）。このことから、2018年における米国産の大豆の中国への輸出の急減は、米国産の大豆に対する中国による2018年7月からの追加関税の賦課の影響によるものと考えられる。



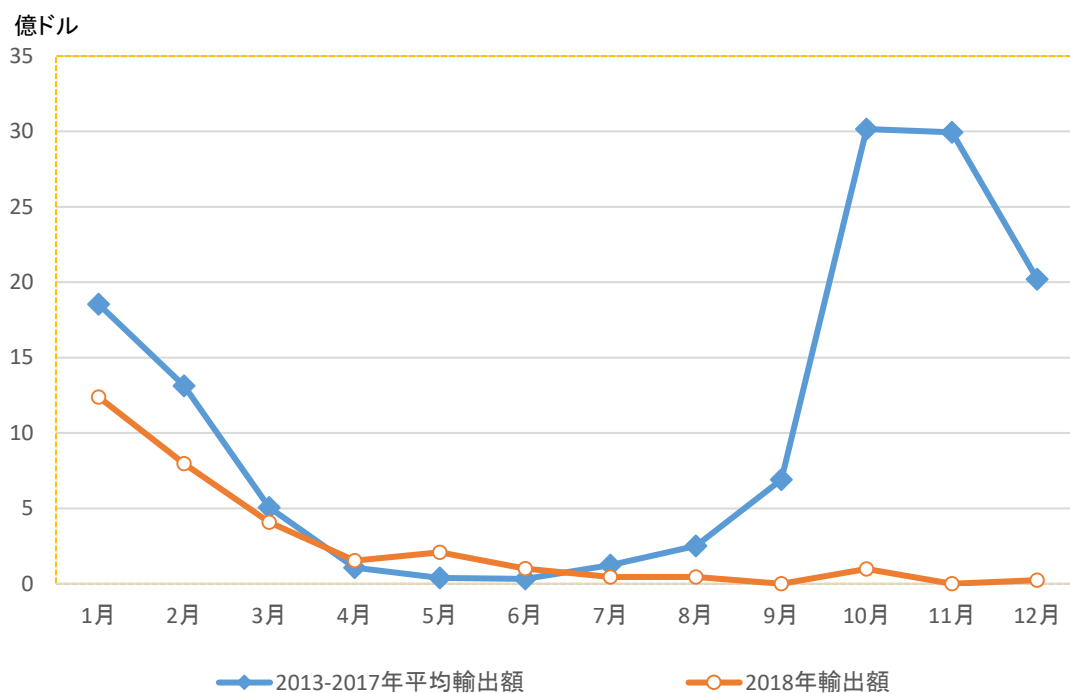
第1図 米国産大豆の対中国輸出の推移

資料：USDA/FAS, GATS のデータより筆者作成。



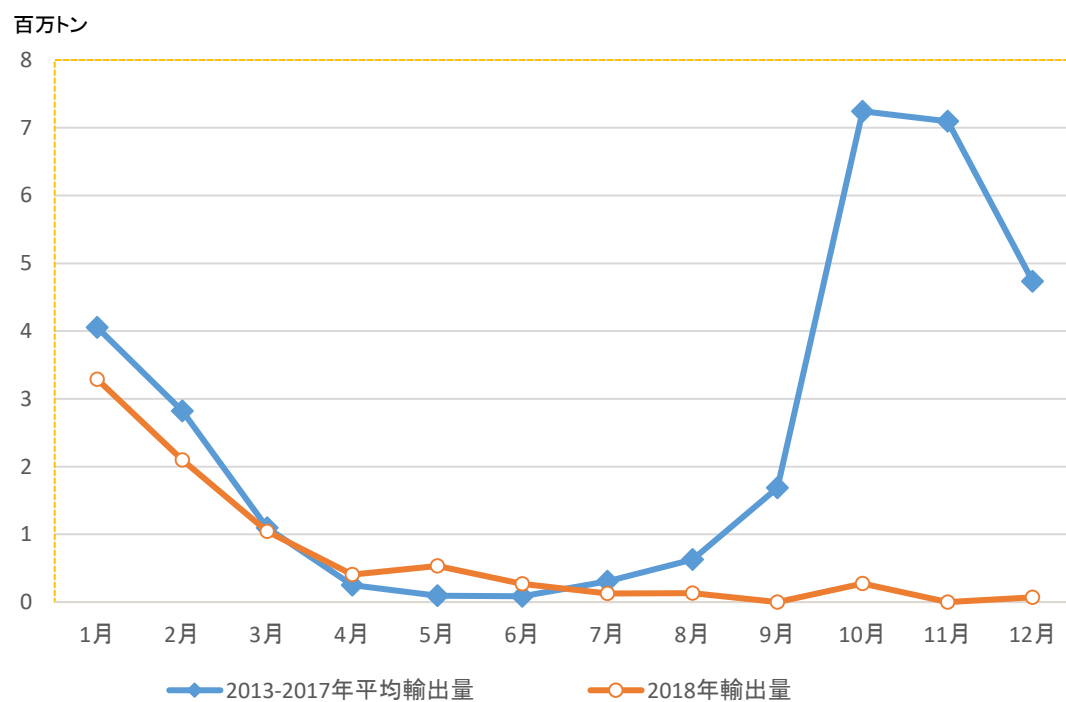
第2図 米国産大豆の対中国輸出の総輸出に占めるシェアの推移

資料：USDA/FAS, GATS のデータより筆者作成。



第3図 米国産大豆の月別の対中国輸出額の推移

資料：USDA/FAS, GATS のデータより筆者作成。



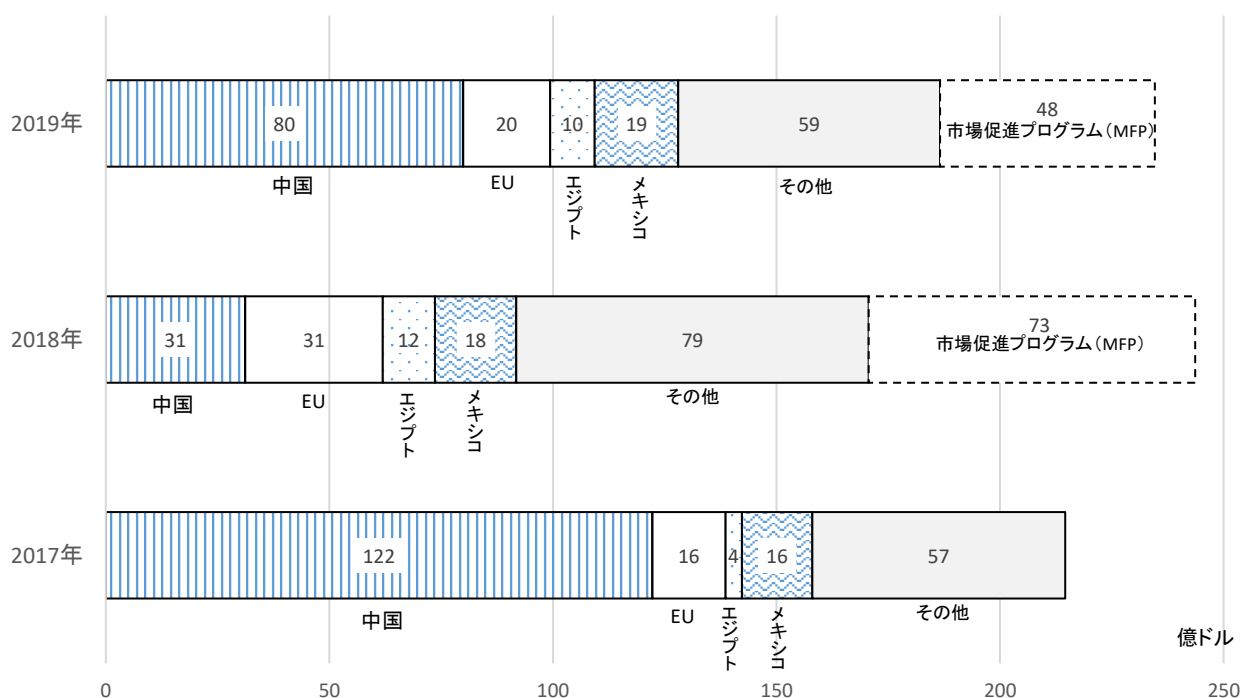
第4図 米国産大豆の月別の対中国輸出货量の推移

資料：USDA/FAS, GATS のデータより筆者作成。

2018年12月の米中首脳会談の合意後の2019年になると、米国産の大豆の中国への輸出は、2017年の約7割（輸出額で65%、輸出量で71%）にまで、輸出シェアも40%以上にまで回復した（第1図、第2図）。

中国に対する大豆の輸出額は、2018年に急減したが、代替的にEU、エジプト、その他（パキスタン、ベトナム等）諸国への輸出が増加したため、総輸出額は前年比で約20%減少にとどまった。2019年には、総輸出額が、2017年の約87%まで回復したが、輸出先としては、中国が増加した一方で、2018年に増加したEU、エジプトやその他の諸国が減少している（第5図）。

また、以下の「(3) 農家支援政策（市場促進プログラム）の概要」において説明するように、農家に対する直接支払いである市場促進プログラム（MFP）により、2018年、2019年ともに大豆の輸出額の減少分は十分に補てんされている状態である（第5図）。

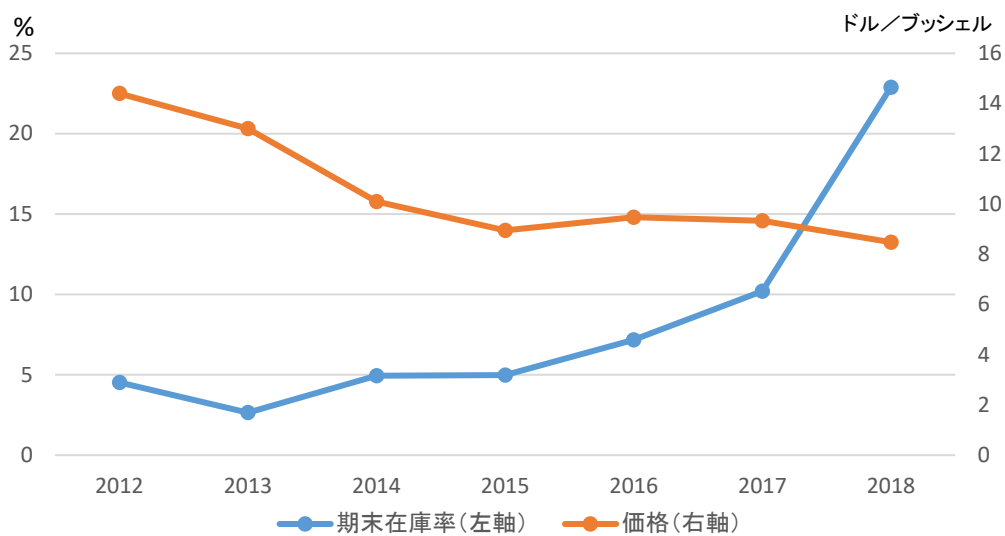


第5図 米国産大豆の国別輸出額の推移と農家支援政策による補てん額

資料：Congressional Research Service (2019a), Glauber(2019), USDA/FAS, GATS のデータより筆者作成。

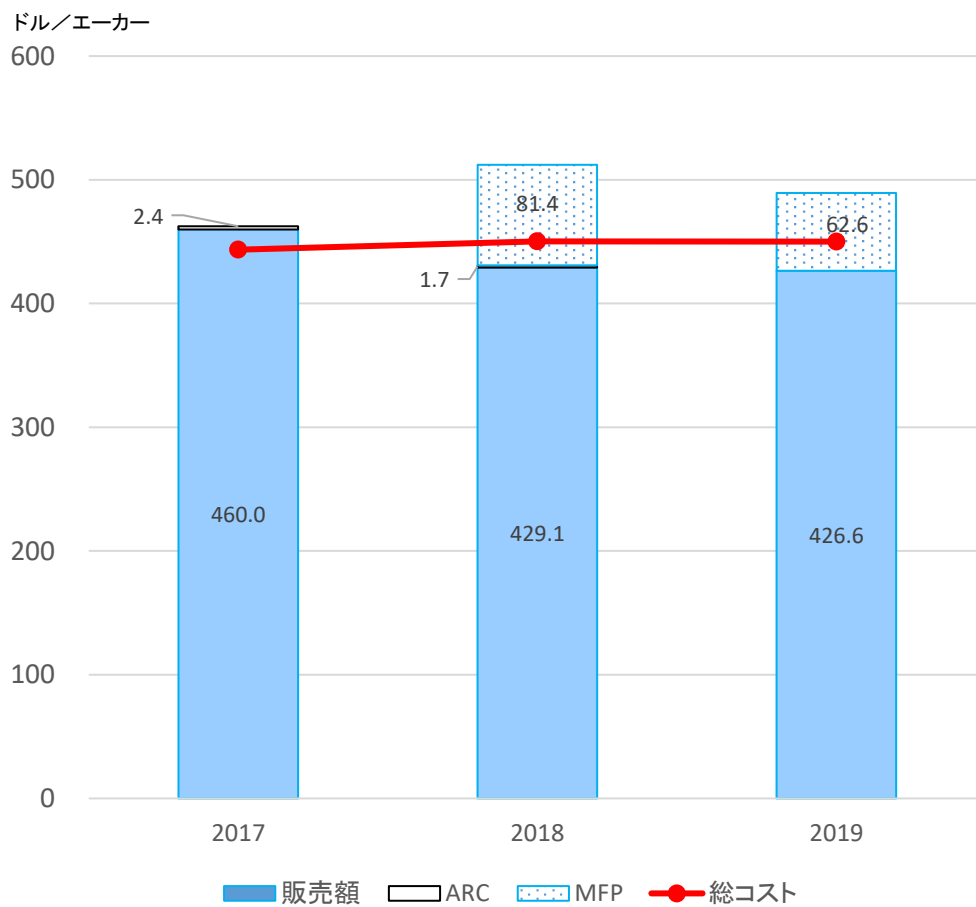
2) 大豆の価格と生産の収支の状況

2013年度以降、期末在庫率（期末在庫量／国内外における総需要量の割合）が上昇してきており、需給が緩和基調にあると考えられる。このため、大豆の価格は2012～2013年度をピークに低下傾向にあったが、2018年度は、輸出量の減少の影響もあり、期末在庫率が急増して価格がこの数年間で最も低下した（第6図）。（本稿において年度は、作物年度のことである⁽⁸⁾。）



第6図 米国大豆の期末在庫率と価格の推移

資料：USDA/FAS, GATS, USDA/ERS のデータより筆者作成。



第7図 大豆の生産の収支状況

資料：USDA/FAS (2019a, b), USDA/ERS, Glauber (2019) のデータより筆者作成。

大豆生産の収支の状況については、2017年度は販売額が総コストを上回っていたが、2018年度は価格がさらに低下して従来の直接支払い（ARC）の上乗せのみでは総コストをカバーできない状況である。しかしながら、市場促進プログラム（MFP）により十分に補てんされている。2019年度も、2018年度と同様な状況が予測されている（ARC等の直接支払いは支給されない見込みである）（第7図）。

（3）農家支援政策（市場促進プログラム）の概要⁽⁹⁾

2019年6月、米国農務省は、中国等が実施した追加関税の賦課という「不当な報復措置」による農産物の輸出減少から生じた損害を補償するために、農家に対する支援政策を2018年に続き2019年にも講じることを発表した⁽¹⁰⁾。

2019年の農家支援政策は、2018年と同様に、①市場促進プログラム（Market Facilitation Program）、②食料購入・配給プログラム（Food Purchase and Distribution Program）、③農業貿易促進プログラム（Agricultural Trade Promotion Program）の三つのプログラムから構成され、支援総額は最大で160億ドルとされた（2018年は総額120億ドル）。

以下、2019年の農家支援政策のうち大豆農家の経営に直接的に関係する市場促進プログラム（MFP）について、2018年のプログラムと比較しながら概要を示すこととする。

MFPは、中国等が実施した報復関税の賦課による農産物の輸出減少から生じた損害を著しく被った農家に対する直接支払いである。

2019年のMFPは、支給総額が最大で145億ドル（Glauber(2019)は、大豆部門には約48億ドルが支給されると推定）と2018年の100億ドル（大豆部門には約73億ドル）から増加している。

対象品目については、①非園芸作物（non-specialty crops）（穀物、油糧種子等）、②園芸作物（specialty crops）（果実、ナッツ）、③畜産物（animal products）の三種類に分類し、品目数も10品目から41品目に増加している（第1表）。

大豆を含む非園芸作物の支給単価については、2018年は、品目別に報復関税による輸出の減少総額を推定し、2018年の品目別の総生産量で除することによって、品目別の単位量当たりの単価として設定された。

一方、2019年は、郡（county）別にエーカー当たりの単価として、非園芸作物を品目横断的にまとめて設定された。具体的には、2018年と同様に品目別の単位量当たりの支給単価を算定した上で、当該品目別の単価に各郡における品目別の生産量を乗じたものを全品目について合計し、当該合計額を各郡の全品目の作付面積（エーカー）で除することによりエーカー当たりの単価を算定している（当該単価の下限は15ドル、上限は150ドルに設定）（第2表）。

また、非園芸作物の農家ごとの支給額については、2018年は品目別の単位量当たりの支給単価に2018年の各農家の生産量を乗じて算定したが、2019年は、郡別のエーカー当たりの単価に各農家の全品目の作付面積を乗じて算定している。

以上のように、MFPの支給額は、2018年については当該年の生産量に基づいて算定されることから、また、2019年については当該年の作付面積に基づいて算定されることから、WTO農業協定の国内助成約束において削減対象となる「黄の政策」としてWTOに通報されるものと考えられる。

第1表 市場促進プログラム（MFP）の対象品目

2018年	2019年
10品目	41品目
大豆，とうもろこし，ソルガム，小麦，綿花（高地綿，超長綿）	（非園芸作物） 大豆，とうもろこし，ソルガム，小麦，綿花（高地綿，超長綿）， アルファルファ乾草，大麦，キャノーラ，クランベ，乾燥豆，乾燥エンドウ豆，亜麻仁，レンズ豆，長粒米，中粒米，雑穀（キビ），カラシ種，エン麦，ピーナッツ，菜種，ライ麦，ベニバナ，ゴマ，大粒ヒヨコマメ，小粒ヒヨコマメ，ヒマワリ種，温帯性ジャポニカ米，ライコムギ
6品目	29品目
生鮮サクランボ， 殻付きアーモンド	（園芸作物） 生鮮サクランボ， ナッツ（アーモンド，ヘーゼルナッツ，マカダミアナッツ，ペカン，ピスタチオ，ウォルナッツ） クランベリー，薬用ニンジン，食用ブドウ
2品目	10品目
生乳，豚	（畜産物） 生乳，豚
2品目	2品目

資料：Congressional Research Service（2019a, b）より筆者作成。

第2表 市場促進プログラムの支給単価

(単位：ドル)

2018年		2019年	
大豆	1.65/ブッシェル	非園芸作物	15~150/エーカー 郡ごとに設定
綿花	0.06/ポンド		
ソルガム	0.86/ブッシェル		
小麦	0.14/ブッシェル		
とうもろこし	0.01/ブッシェル		
生鮮サクランボ	0.16/ポンド	生鮮サクランボ	0.17/ポンド
アーモンド	0.03/ポンド	ナッツ各種	146/エーカー
		クランベリー	0.03/ポンド
		薬用ニンジン	2.85/ポンド
		食用ブドウ	0.03/ポンド
生乳	0.12/100ポンド	生乳	0.2/100ポンド
豚	8.00/頭	豚	11.00/頭

資料：Congressional Research Service (2019a, b)より筆者作成。

(4) 今後の動向

米中貿易摩擦という状況下、2018年は、米国産の大豆の対中国の輸出が大きく減少するとともに、代替的な輸出先としてEU、エジプト等の国に対する輸出が増加したように大豆の貿易パターンに変化が見られた。

2019年は、対世界輸出も対中国の輸出もともに増加し、2018年に増加したEU、エジプト等が減少した。さらに、米中間での第一段階の合意内容や中国による大豆の追加関税の免除申請の受付開始を踏まえると、2020年には、米国産の大豆の中国への輸出は増加するとともに、2017年以前の貿易のパターンに戻る可能性がある。今後も米中貿易摩擦と大豆貿易の動向を注視していくこととしたい。

2. 農村振興政策

(1) 背景・経緯⁽¹¹⁾

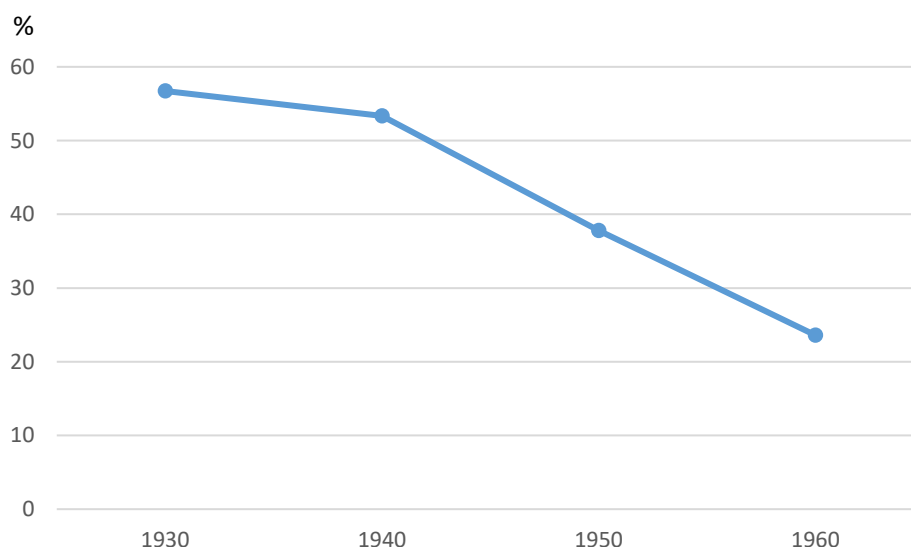
米国の国土面積の約97%を占めている農村(rural area)には、全人口の約20%(約6,000万人)が居住している(2010 Census)。都市と比べて農村においては、所得が低く、貧困率や失業率が高い状態にあり、近年、人口が減少している等⁽¹²⁾、農村と都市との経済・社会的な格差があることから、米国農務省(USDA)により当該格差の是正のために農村振興政策が実施されてきている。

1930年代のニューディール政策の一環として、農村の貧困生活から農家を救済等するた

め、農村に電力を普及させる施策が1936年に導入されたことが、農村振興政策の始まりである。1920年代には都市には電力が普及していたが、1930年代に入っても農村における電力の普及率は約10%しかなかった。農村に電力を普及させる公共事業を実施することにより、農村の経済的発展の基盤を与え、また、電力関連産業の雇用も創出するため、1936年農村電化法（Rural Electrification Act of 1936）により農村電力普及施策が導入された。具体的には、農村に電力協同組合を組織し、当該組合が電力供給事業を行うための融資や補助金を提供する施策である。1949年には、同法により電話協同組合の設立も導入された（農村電話普及施策）。

第二次世界大戦後の1940年代後半には、全国的に住宅の供給不足が続いていたことから、1949年住宅法（Housing Act of 1949）においてすべての国民に住宅を供給することが目的とされ、農村については、農業者が住宅を購入等するための融資をする施策が導入された（農村住宅整備施策）。

1950年代になると、農村の人口のうち農家の人口の割合が40%未満になり、さらに当該割合の低下が続いたことから（第8図）、1961年には、農村住宅整備施策の対象者が農業者以外の者に拡大されるとともに、1961年統合農業者住宅管理局法（Consolidated Farmers Home Administration Act of 1961）により水道を整備する施策が導入される等、農村の生活基盤を整備する施策が拡充された。



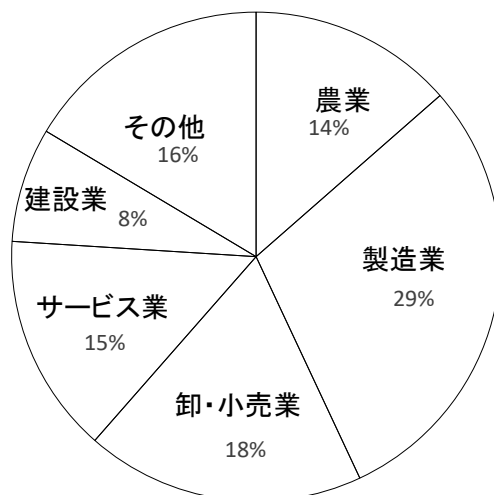
第8図 農村人口に占める農家人口の割合

資料：USDA and USDC(1989)のデータより筆者作成。

1970年代になると、農業は既に農村経済における中心的な産業ではなくなってきていたことから（第9図）、農業以外の他産業も振興することによって農村の全体的な経済的発展を促進させるため、1972年統合農業農村振興法（Consolidated Farm and Rural Development Act of 1972）により、農村において新たな事業を創出・拡大することを支援する施策が導

入された。また同法において、消防署や病院等の農村生活に不可欠な施設を整備する施策も導入された。

これ以降、農村振興政策は、①生活インフラの整備、②住宅及び不可欠な施設の整備、③事業の創出・拡大の支援という三分野に体系化され、現在まで諸々の施策が USDA により導入・実施されてきている。



第9図 農村における産業別の所得の構成 (1970年)

資料：USDC/BEA のデータより筆者作成。

(2) 農村振興政策の概要

1) 基本的考え方

「農村振興 (Rural Development)」における「農村」とは「原則として人口が 5 万人以下の市 (city) 又は町 (town) ⁽¹³⁾」を指し、「振興」とは「経済的発展と生活の質の向上」を意味している ⁽¹⁴⁾。

農村振興政策は、以下の三分野に体系化されている。

①生活インフラの整備に関する施策

上下水道等や電力、電気通信サービス等の施設を整備・改修等するもの

②住宅及び不可欠な施設の整備

住宅や消防署、警察署、病院等の住民にとって不可欠な施設を建設・改修等するもの

③事業の創出・拡大の支援

事業（農業関連も含む）の創出や拡大、事業者の再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の向上等を支援するもの

以上のように、農村振興政策の対象は農業や農業者に限定されず、農村の全体的な経済的発展と生活基盤の整備を支援するものとなっている。

2) 施策の具体例⁽¹⁵⁾

農村振興政策の各分野の代表的な施策の①概要, ②対象地域, ③支援内容, ④対象者(実施主体), ⑤用途について整理する。

a) 生活インフラの整備に関する施策

(i) 水と廃棄物の処理施設の融資・補助金 (Water and Waste Disposal Loans and Grants)

①概要

上下水道, ごみ処理, 雨水排水に関する施設整備等のために州, 市, 町の政府機関, 非営利団体に長期の融資や補助金を提供

②対象地域

人口 10,000 人以下の地域

③支援内容

融資期間は 40 年間

④対象者(実施主体)

州, 市, 町の政府機関, 非営利団体

⑤用途

飲料水の取水, 浄水処理, 貯水, 給水の施設, 下水の収集, 搬送, 浄化, 処理の施設, ごみの収集, 処理, 焼却の施設, 雨水の収集, 搬送, 処理の施設の取得, 建設, 改修等

(ii) 電力インフラ融資・融資保証プログラム (Electric Infrastructure Loan and Loan Guarantee Program)

①概要

発電, 送電, 配電施設, エネルギー効率化システムの整備等のために非営利団体, 公益事業体等に長期融資や融資保証を提供

②対象地域

人口 20,000 人以下の地域

③支援内容

融資期間は 35 年間

④対象者(実施主体)

非営利団体, 協同組合, 公益事業体

⑤用途

発電, 送電, 配電施設, エネルギー効率化システム, 再生可能エネルギーシステムの建設, 増設, 維持管理, 取り換え等

(iii) 農村ブロードバンド接続融資 (The Rural Broadband Access Loan)

①概要

ブロードバンドサービスのための施設や設備を整備等するために株式会社, 有限責任会社等に融資を提供

②対象地域

人口 20,000 人以下の地域

③支援内容

融資期間は、施設や設備の期待耐用年数に3年間を加算した期間

④対象者（実施主体）

株式会社，有限責任会社，協同組合，州・地方政府

⑤用途

ブロードバンドサービスのための施設や設備の建設，構築，改修，取得

b) 住宅及び不可欠な施設の整備に関する施策

(i) 単一世帯住宅直接融資（Single Family Housing Direct Loans）

①概要

低所得の個人や世帯が安全で衛生的な住宅を購入，建設，改築，修理等するために長期の融資を提供

②対象地域

人口 35,000 人以下の地域

③支援内容

融資期間は原則 33 年間

④対象者（実施主体）

低所得の個人や世帯

⑤用途

住宅の購入，建設，改築，修理等

(ii) 集合住宅直接融資（Multi-Family Housing Direct Loans）

①概要

低所得の個人や世帯用の賃貸集合住宅を建築，改築，購入するために公共団体，非営利団体等に長期の融資を提供

②対象地域

人口 35,000 人以下の地域

③支援内容

融資額は，公共団体，非営利団体には経費の 100%。営利団体には 97%

融資期間は原則 30 年間

④対象者（実施主体）

非営利又は営利団体，公共団体等

⑤用途

低所得者の個人や世帯，高齢者，障害者用の賃貸集合住宅の建築，改築，購入，土地の購入や整備，必要なインフラの整備

(iii) コミュニティ施設直接融資・補助金（Community Facilities Direct Loan and Grant）

①概要

病院，消防署，警察署，学校，図書館等の共同体生活に不可欠な施設を整備等するために公共団体，非営利団体等に長期の融資や補助金を提供

②対象地域

人口 20,000 人以下の地域

③支援内容

融資期間は 40 年間。補助金は経費の 75% まで

④対象者 (実施主体)

公共団体, 非営利団体等

⑤用途

共同体生活に不可欠な以下のような施設の建築, 増築, 改築等

病院, 歯科医院, 高齢者介護施設等の健康・医療関係施設, 市庁舎, 裁判所, 空港等の公共施設, 保育園, 共同体センター, 催し物会場等の共同体支援施設, 消防署, 警察署, 刑務所等の公共安全施設, 美術館, 図書館, 学校等の教育関連施設等

c) 事業の創出・拡大の支援に関する施策

(i) 事業・産業融資保証 (Business and Industry Loan Guarantees)

①概要

事業拡大や転換のための資金を長期の融資をする銀行や信用組合等に融資に係る債務保証を提供

②対象地域

人口 50,000 人以下の地域と当該地域に隣接する都市

③融資期間は, 不動産で 30 年間, 機械・設備で 15 年間, 運転資本で 7 年間まで

保証限度は, 融資額が 5,000,000 ドルまでは 80%, 10,000,000 ドルまでは 70%, 25,000,000 ドル (融資限度額) までは 60%

④対象者 (実施主体)

連邦法銀行, 州法銀行, 貯蓄貸付組合, 農業信用銀行, 信用組合

⑤用途

事業の転換, 拡大, 近代化

土地, 建物, 施設, 機械, 地役権, 通行権の購入等

(ii) 農村事業振興補助金 (Rural Business Development Grants)

①概要

小規模事業者 (従業員が 50 人未満, 粗収入が 100 万ドル未満) が事業を開始し, 拡大するための技術的支援や事業施設の整備等するために公共団体, 非営利団体等に補助金を提供

②対象地域

人口 50,000 人以下の地域と当該地域に隣接する都市

③支援内容

補助金の上限額は設定されていないが, 通常, 10,000 ドルから 500,000 ドル

④対象者 (実施主体)

地方公共団体, 非営利団体, 農村協同組合等

⑤用途

事業計画, 事業相談・研修, 市場調査, 採算性調査のような技術的支援, 土地, 地役権, 通行権の取得, 建物, 工場, 機械, 設備, 駐車場, 生活インフラの建設, 改修等の施設整備

(iii) 再生可能エネルギーシステムとエネルギー効率化の融資・補助金 (Renewable Energy Systems and Energy Efficiency Improvement Loans and Grants)

①概要

農業者や農村の小規模事業者が再生可能エネルギーシステムを購入・導入やエネルギー効率化をするために保証付き融資や補助金を提供

②対象地域

人口 50,000 人以下の地域 (農業者が実施する場合は地域の制限なし⁽¹⁶⁾)

③支援内容

融資額は経費の 75%まで (上限 25,000,000 ドル)

融資期間は, 不動産で 30 年間, 機械・設備で 15 年間, 運転資本で 7 年間まで

融資保証限度は, 融資額の 85%

補助金額は, 事業の経費の 25%まで

④対象者 (実施主体)

農業者や農村の小規模事業者

⑤用途

再生可能エネルギーシステムは, バイオマス, 地熱, 水力, 水素, 風力, 太陽光, 潮力によるエネルギーを発生させるもの等

エネルギー効率化は, 暖房換気空調設備 (HVAC), 断熱材等の整備等

(iv) 付加価値生産者補助金 (Value Added Producer Grants)

①概要

農業者, 農業団体等が, 農産物の加工等により付加価値を増加させて販売することを支援するために補助金を提供

②対象地域

制限なし⁽¹⁷⁾

③支援内容

補助金の上限額は, 付加価値を増加・販売に係る事業計画に関する場合は 75,000 ドル, 運転資本に関する場合は 250,000 ドル

④対象者 (実施主体)

農業者, 農業団体, 農業協同組合, 農業者が過半数の経営持分を有している事業体

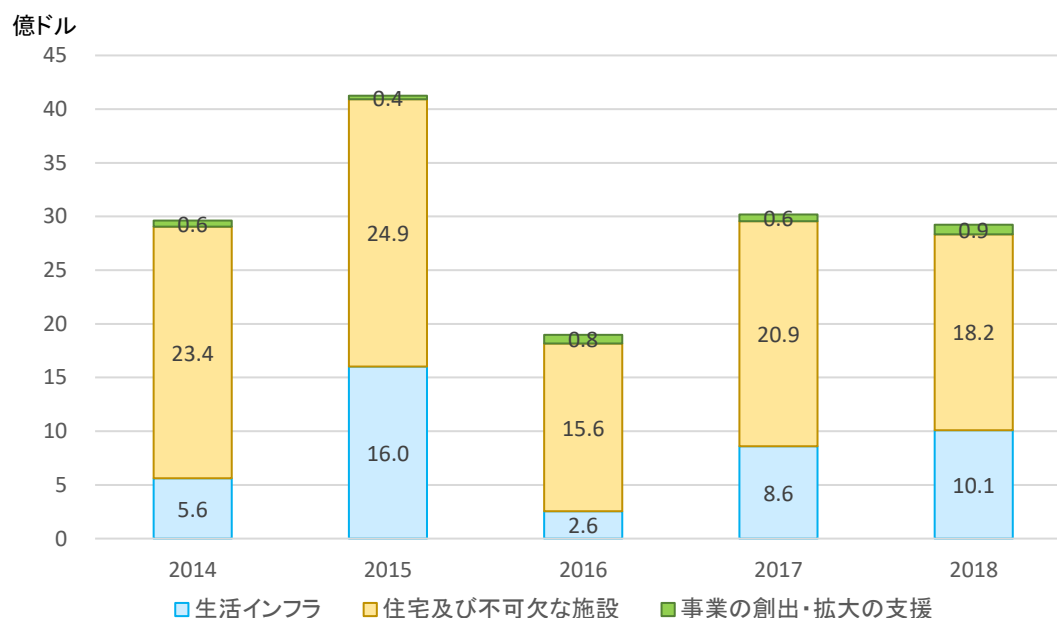
⑤用途

事業計画は, 採算性調査, 事業計画の策定等

運転資本は, 加工, 販売・広告, 投資, 従業員給与等

3) 分野別の支出額

近年の農村振興政策の分野別の支出額については、住宅及び不可欠な施設の整備の施策が最も大きく、次いで生活インフラの整備の施策となっており、この二分野で USDA の農村振興政策の支出額のほとんどを占めている。事業の創出・拡大の支援の施策については、年間で1億ドル未満となっている(第10図)。



第10図 農村振興政策の分野別支出額の推移

資料：USDA, Budget のデータより筆者作成。

(3) 今後の方向性

現在も農村と都市との経済・社会的格差があり、また、2018年農業法においても農村振興政策の基本的な体系は維持されていることから、今後も農村振興政策は、USDAにより従来どおりに実施されていくものと考えられる。

注 (1) 真家(2020), Congressional Research Service (2019c)による。

(2) The White House (2019) による。

(3) 真家(2020), Congressional Research Service (2019c)による。

(4) USTR(2019, 2020)による。

(5) Economic And Trade Agreement Between The Government Of The United States Of America And The Government Of The People's Republic Of China Text による。

(6) USDA/FAS(2020)による。

(7) USDA/FAS(2020)による。

(8) 作物年度とは、各作物の典型的な収穫時期を始まりとした一年間の期間である。大豆の2018作物年度は、2018年9月～2019年8月である。

- (9) 2019年の農家支援政策の概要については、Congressional Research Service (2019b)による。また、2018年の農家支援政策の概要は、勝又(2019)、Congressional Research Service(2019a)を参照。
- (10) USDA(2019)による。また、米国が2018年3月に安全保障に関する懸念から諸外国からの鉄鋼・アルミニウムの輸入品に追加関税を賦課したことに対し、中国以外のカナダ、メキシコ、EU等も米国の農産物の輸入に報復的に追加関税を賦課しているところである。
- (11) 農村振興政策の背景・経緯については、Congressional Research Service (2016), Farm Bill Law Enterprise(2017), Rasmussen, W. D.(1985), USDA/FmHA(1980)による。
- (12) 2017年の農村の人口一人当たりの所得は38,188ドル(都市の約70%)であり、貧困率は16.4%(都市より3.5%ポイント高い)であり、失業率は4.7%(都市より0.4%ポイント高い)である。また、2010年～2018年にかけて、全人口は約1,840万人増加したが、農村の人口は約20万人減少した(以上は、USDA/ERS, Data Productsによる)。
- (13) 市と町は、州法により自治体法人として設立された「通常自治体(municipal government)」であり、日本の市町村に相当するものである(岡部(2001)による)。また、以下に見るように施策により5万人より少数に人口が設定される場合がある。
- (14) USDA/Rural Development, About RDによる。
- (15) 施策の具体例については、USDA/Rural Development, All programsによる。
- (16) 当該施策は、USDAにおいて農村振興政策に位置づけられているが、農業経営に直接関係する事業に対する支援であるため、地域別の農業者を公平に扱う必要があることから、対象地域に制限を設定していないものと考えられる。
- (17) (16)を参照。

[引用文献]

【日本語文献】

- 岡部一明(2001)「アメリカの自治体制度」『東邦学誌』30(1).
- 勝又健太郎(2019)「第1章 米国—2018年農業法と米中貿易摩擦—」『平成30年度 カントリーレポート : 米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策(CAP)の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア』プロジェクト研究 [主要国農業戦略横断・総合] 研究資料 第10号, 農林水産政策研究所.
- 真家陽一(2020)「米中新冷戦下の日系企業の対中ビジネス戦略」『世界経済評論』64(1): 37-45.

【外国語文献】

- Congressional Research Service(2016) An Overview of USDA Rural Development Programs. *CRS Report*, RL31837.
- Congressional Research Service(2019a) Farm Policy: USDA's 2018 Trade Aid Package. *CRS Report*, R45310.
- Congressional Research Service(2019b) Farm Policy: USDA's 2019 Trade Aid Package. *CRS Report*, R45865.

- Congressional Research Service(2019c)China's Retaliatory Tariffs on U.S. Agriculture: In Brief.*CRS Report*, R44784.
- Economic And Trade Agreement Between The Government Of The United States Of America And The Government Of The People's Republic Of China Text, <https://ustr.gov/countries-regions/china-mongolia-taiwan/peoples-republic-china/phase-one-trade-agreement/text> (accessed on February 17, 2020).
- Farm Bill Law Enterprise(2017)*Rural Development*, <http://www.farmbillaw.org/wp-content/uploads/2017/10/Title-6-Rural-Development.pdf> (accessed on February 17, 2020).
- Glauber,J.W(2019)Agricultural trade aid: Implications and consequences for US global trade relationships in the context of the World Trade Organization.*American Enterprise Institute Report*.
- OECD(2011)*Evaluation of Agricultural Policy Reforms in the United States*, Paris: OECD Publishing.
- Rasmussen, W. D.(1985)90 Years of Rural Development Programs.*Rural Development Perspectives* 2(1): 2-9
- The White House (2019)Statement from the Press Secretary Regarding the President's Working Dinner with China, STATEMENTS & RELEASES.
- US Census Bureau, By Decade, <https://www.census.gov/programs-surveys/decennial-census/decade.html> (accessed on February 17, 2020).
- USDA(2019) Secretary Perdue Statement on Disaster and Trade-Related Assistance, Press Releases. USDA, Budget, <https://www.usda.gov/our-agency/about-usda/budget> (accessed on February 17, 2020).
- USDA/ERS, Data Products, <https://www.ers.usda.gov/data-products/> (accessed on February 17, 2020).
- USDA/FAS(2019a)Table 2: 2017 ARC/PLC Payments by Covered Commodity, https://www.fsa.usda.gov/Assets/USDA-FSA-Public/usdfiles/arc-plc/pdf/ARC_PLC_Payments.2019_0301.pdf (accessed on February 17, 2020).
- USDA/FAS(2019b)Table 2: 2018 ARC/PLC Payments by Covered Commodity, https://www.fsa.usda.gov/Assets/USDA-FSA-Public/usdfiles/arc-plc/pdf/arc_plc_payments_2018.pdf (accessed on February 17, 2020).
- USDA/FAS(2020) China Announces a New Round of Tariff Exclusions, Voluntary Report. USDA/FAS, GATS, <https://apps.fas.usda.gov/Gats/default.aspx> (accessed on February 17, 2020).
- USDA/FmHA(1980)*A Brief History of FmHA*.
- USDA/Rural Development, About RD, <https://www.rd.usda.gov/about-rd>(accessed on February 17, 2020).
- USDA/Rural Development, All Programs, <https://www.rd.usda.gov/programs-services/all-programs> (accessed on February 17, 2020).
- USDA and USDC(1989)*Rural and Rural Farm Populatoin:1988*.
- USDC/BEA, Data, <https://www.bea.gov/data> (accessed on February 17, 2020).
- USTR(2019)United States and China Reach Phase One Trade Agreement, Press Releases.
- USTR(2020)USTR Announces Formation of Bilateral Evaluation and Dispute Resolution Office Pursuant to U.S.-China Phase One Agreement, Press Releases.